

関連事業に関する説明

中心市街地の活性化について

(中心市街地推進課)

中心市街地の活性化はなぜ必要か？

伊賀市の現状と課題

<社会的なもの>

- 人口減少社会の到来（10年で1万人ずつ減）
⇒労働者人口の減少
- 少子化の進展
⇒人口減少に拍車がかかる
- 高齢化の進展
⇒社会保障費の増大

<その他>

- 余剰施設の保有
⇒ランニングコスト、改修費用の高騰
- 一般交付税の算定替え（合併後10年経過で）
⇒投資的経費の削減

など

収入の「減」
支出の「増」

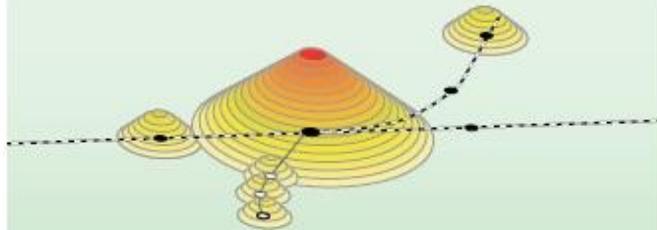
このままでは
「伊賀市」の
運営が立ち行か
なくなる！

将来のために今か
らできる対策を！

中心市街地の活性化はなぜ必要か？

今後、望まれる拡散型から集約型都市構造への再編イメージ

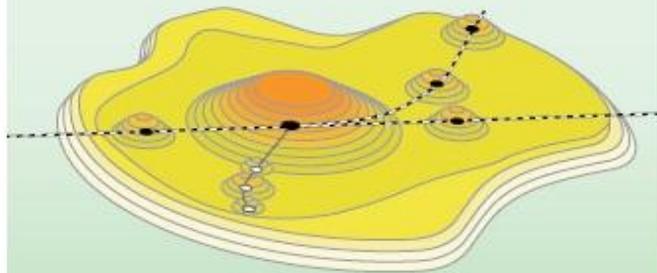
(1)かつての市街地



中心部に基幹的市街地、郊外は低密で分散

今までの市街化
の傾向

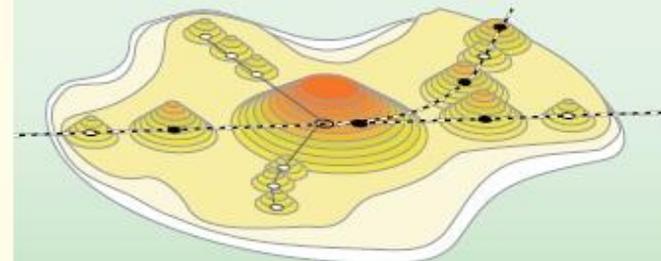
(2)今の市街地



全面的な市街化の進行過程

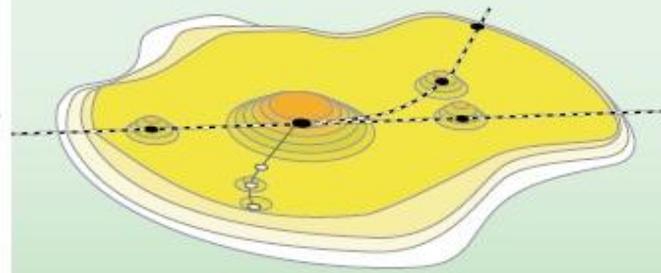
都市構造
改 革

(4)求めるべき市街地像



基幹的な公共交通沿いに集約拠点の形成を促進

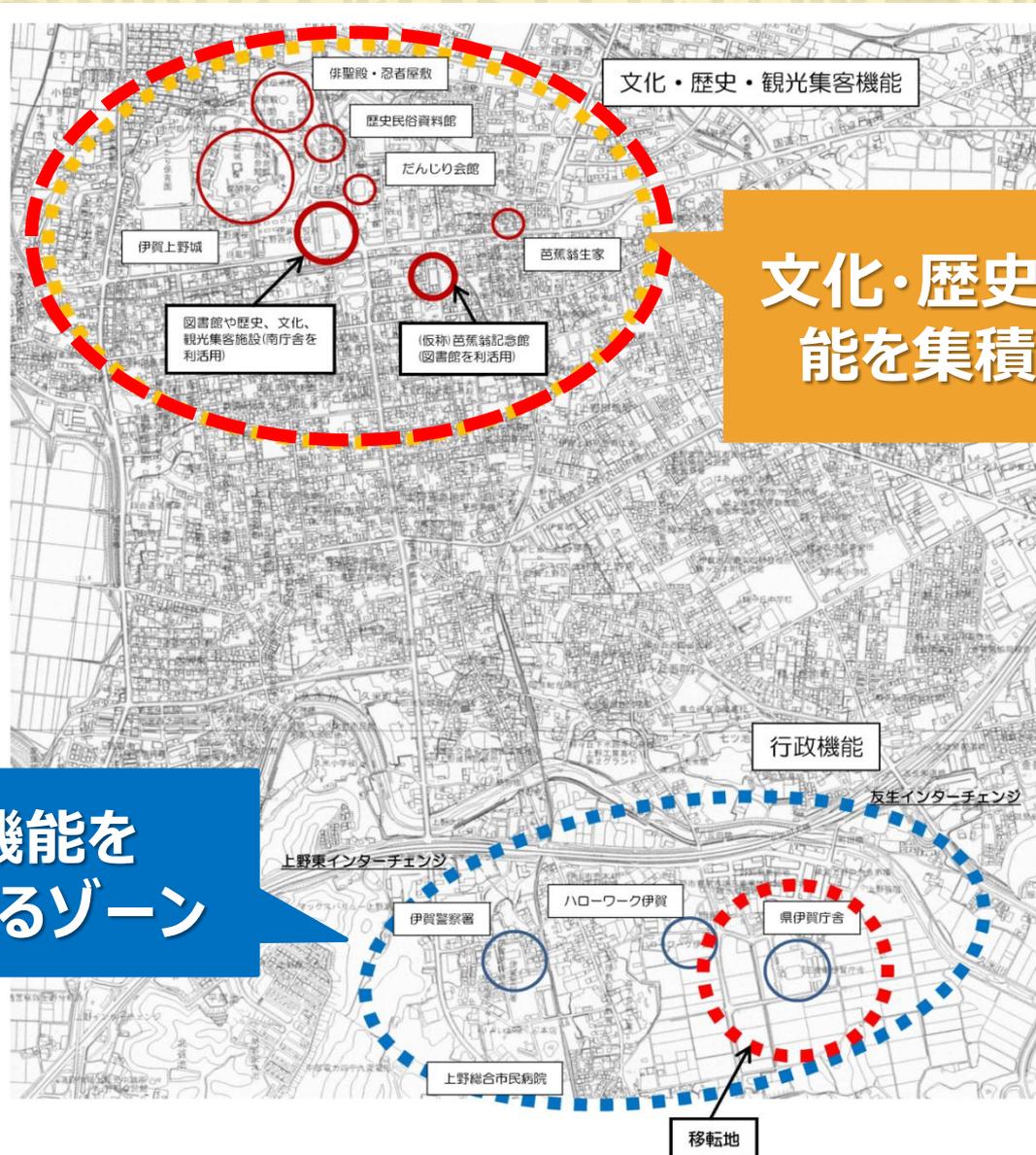
(3)低密度になった拡散市街地



市街地が全体的に希薄化

低密化
を放置

中心市街地の活性化はなぜ必要か？



文化・歴史・観光集客機能を集積させるゾーン

行政機能を集積させるゾーン

具体的な手法は？

◆ 中心市街地活性化基本計画（中活計画）

§ 中心市街地の活性化に関する法律

- ・内閣総理大臣の認定（全省庁にわたる支援措置を行うため）
- ・行政の事業だけでなく、民間事業を掲載することで計画認定（官民一体の取り組み）
- ・第1期計画（H20.11～H26.10）の期間終了 ⇒ 第2期計画認定を目指す
⇒官民56事業を実施（【官】再開発事業、道路美装化、【民】マーケット、ハートコ食堂など）

◆ 歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）

§ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

- ・国土交通省、文化庁、農林水産省の各大臣の認定（3省で重点的な支援を行うため）
- ・歴史的な建物、景観、人々の営み（＝歴史的風致）を後世に伝える
- ・平成28年3月の認定、4月からの事業着手を目指す

具体的な手法は？

◆中活計画、歴まち計画認定のメリット

メリット① 国の重点的な「財政支援」

中活計画…国土交通省、経済産業省、総務省など

歴まち計画…国土交通省、文化庁、農林水産省

⇒市（市民）の負担を減らす

メリット② まちづくりイメージ、将来像の共有

法定協議会の設置…市民や民間事業者の参画が必須

⇒まちづくりへの連帯感、継続性を創り出す

今、何をすべきか？

- 伊賀市の将来を見据えた「議論」ができる場づくり
- 地域それぞれの「良さ」と連携、発信

ともに考え、ともに創っていきましょう！